

平成２８年度臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け給付金に
かかる申請書の送付誤りについて

１ 概要

平成２８年４月１８日付けで石狩市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し答申を得て実施した当該事業につき、平成２８年８月２４日、当該給付金の申請書を対象者へ事前に送付したところ、申請書類を作成・送付する課程において、重複誤り８件を含めた世帯、総発送数９，７８７件中９７４件の発送誤りが発生。

（１）請求額の印刷誤り ４８４件

臨時福祉給付金請求額を誤って印字した申請書を送付した。

（３,０００円、６,０００円、９,０００円⇒３０,０００円、６０,０００円、９０,０００円）

（２）支給対象者の誤り

本来不支給の方（基準日の平成２８年１月１日時点で石狩市に住民票がない方）を対象者として申請書類を送付した。

（３）送付先の宛名誤り

基準日時点で死亡及び転出していた方、基準日以降に転入した方を宛先として送付した。

２ 誤送付の原因

受託者のプログラム設計に誤りがあり、申請書の誤送付が発生した。また、各作業工程において、市と受託者で随時打合せを行いながら作業を進めていたが、市においても、データ処理工程の細部まで十分に把握しておらず、正しく処理がなされていることを確認していなかったことが原因である。

３ 再発防止に向けた対応

（１）業務全般にかかるレビューの体制と内容の強化

委託業者において、各仕様に関するレビューについて、変更や追加部分のみだけでなく、システム全体への影響範囲を必ず開発・抽出両部門の各担当者、リーダー、責任者が参画して相互確認を行うとともに、レビューの確認段階において、庁内有識者によるチェックも含め、確認を強化する。

（２）市及び受託者双方の合意プロセスの改善

委託者及び受託者による打合せ、仕様検討等の結果による合意事項・決定事項等について、書面により確認することを徹底する。

（３）送付文書の確認の徹底

「情報システム等における委託管理に関する留意点」に基づき、それぞれの工程において、手順に従って正しく処理がなされていることを確認するとともに、最終的に印刷文書を送送する前に、印刷業者、受託者、市による３重の目視によるチェックを行う。